

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成30年12月25日

組合条例第10号

改正 令和8年 3月23日組合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、北空知衛生センター組合の特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給時期及び方法)

第3条 年額報酬については、毎年9月及び3月に別表に定める報酬額の2分の1を支給し、日額報酬については職務に従事した都度支給する。

2 年額報酬を支給される特別職の職員が、年度の中途においてその職に就いたとき又は辞職、任期満了、失職等によりその職を離れたときは、その年度の現日数を基礎として日割り計算によって報酬を支給する。

3 年額報酬を支給される特別職の職員が自己の都合により1年以上全くその職務を執行できなかった場合には、1年を経過した日の翌日から報酬を減額することができる。

4 前項の適用を受けている者が、その職務を執行することができるようになった場合には、その日から報酬を支給する。その場合において、第2項を準用し前項の場合も同様とする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、深川市職員旅費支給条例(令和8年深川市条例第5号。以下「職員旅費支給条例」という。)に定める額とする。ただし、職員旅費支給条例第21条第1項の規定にかかわらず、組合長が特に必要と認める場合には、1日当たり1,000円の日当を支給することができる。

(令8組合条例3・一部改正)

(支給の制限)

第5条 組合及び組合構成市町から給料の支給を受けている者がこの条例に定める職務を兼ねている場合は、報酬は支給しない。ただし、旅費による費用弁償は本職相当額を支給する。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北空知衛生センター組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年組

合条例第7号)

(2) 北空知衛生センター組合公平委員会に委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年組合条例第5号)

附 則(令和8年3月23日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

職名		支給区分	報酬金額
1	監査委員	識見	年 額 48,000円
		議会選出	年 額 48,000円
2	公平委員	委員長	日 額 6,900円
		委員	日 額 5,900円
3	情報公開・個人情報保護審査会委員	日 額 6,900円	
4	行政不服審査委員会委員	日 額 6,900円	